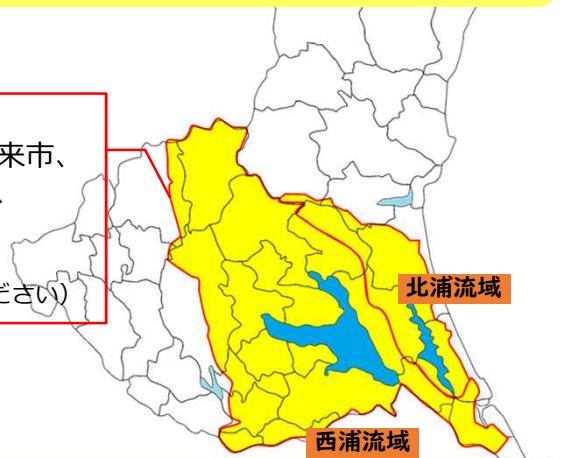


霞ヶ浦流域限定の下水道接続工事への補助について

対象エリアは、霞ヶ浦（西浦及び北浦）流域のうち

土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、笠間市、つくば市、鹿嶋市、潮来市、
筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、
鉾田市、小美玉市、美浦村、阿見町、河内町（18市町村）

（市町村によって対象となる地域が限定される場合がありますのでご留意ください）



接続工事費補助制度の内容

①宅地内の排水設備において、下水道に接続する工事を対象に補助します。

→ ①限度額4万円

②「65歳以上または18歳未満の方がいる世帯^{*2}」のうち世帯の課税対象所得の合計額が348万円以下^{*3}の世帯に対しては、一般的な接続工事費の全額を補助します。

→ ②限度額は①の補助額に31万円を加えた額

限度額
最大
35万円

※住宅の新築に伴う工事は対象外です。貸家の場合は所有者が対象となります。

市税等の滞納がある場合は補助金を受けられない場合があります。

*1 市町村によって補助額が異なります。

*2 18歳未満とは、当該年度の4月1日現在の年齢、65歳以上とは、当該年度の3月31日現在の年齢となります。

*3 世帯年収600万円程度が目安です。

実質の負担の例

◎接続工事費用は、状況にもよりますが、
概ね 5万円～36万円程度 です。



浄化槽からの切り替えや水洗化など
排水設備工事費を補助（最大35万円）

世帯要件	65歳以上または 18歳未満の方がいる 課税対象所得348万円 以下の世帯	左記以外
接続 工事 費用 (36万円 の場合)	①4万円 (県と市町村の補助) + ②31万円補助 (県補助) 合計35万円	①4万円 (県と市町村の補助)
	費用35万円 以下の場合は 個人負担なし (全額補助)	そのほか個人負担 (32万円)

※先着順です。お気軽にお住まいの各市町村の下水道担当課へご相談ください。



本制度のお問合せは、
茨城県土木部都市局下水道課
公共グループ TEL:029-301-4690 まで

この制度は、霞ヶ浦の水質浄化のため、森林湖沼環境税（第4期：R4年度～R8年度まで）を活用し、生活排水対策を加速する取り組みです。